



働き方改革と ワーク・ライフ・バランス

政府は、「働き方改革」の実現のため、平成29年3月に「働き方改革実行計画」を決定しました。

この中で、日本の労働制度と働き方には、労働参加、子育てや介護等との両立、転職・再就職、副業・兼業などさまざまな課題があり、労働生産性の向上を阻む諸問題があるとされています。

働き方改革は、日本経済再生に向けて、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに手をつけていく改革とされています。

正規・非正規雇用の格差是正

現在、全雇用者の4割を非正規雇用労働者が占めています。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指して、現在、同一労働同一賃金のガイドライン案が提示されています。

このガイドライン案では、基本給・各種手当といった賃金のほか、福利厚生や教育訓練の均等・均衡待遇の確保について指針を示しています。

今後、このガイドライン案をもとにパートタイム労働法、労働契約法、及び労働者派遣法の改正が予定されています。

長時間労働の是正

日本の労働時間は欧州諸国と比較して長く、長時間労働は、健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にしています。

このため、長時間労働は、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因になっています。

現在の時間外労働の規制では、罰則等による強制力がありません。さらに、労使が合意して特別条項を設けることで、上限なく時間外労働が可能となっています。

今後の労働基準法の改正により、時間外労働の限度が罰則付きで、原則として、月45時間、かつ、

年360時間となる見込みです。

また、特例として労使が合意して協定を結ぶ場合においても、時間外労働時間の上限は年720時間となります。

このほか、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定の休息を確保する勤務間インターバル制度の普及促進に向けて、政府の検討会を立ち上げることとされています。

ワーク・ライフ・バランスの確保

女性の就業が進む中で、依然として育児・介護の負担が女性に偏っている現状や男性が希望しても実際には育児休業の取得等が進まない実態があります。

保育所・幼稚園やこども園、放課後児童クラブ等の受け皿を整備することとあわせて、制度があっても実際には育児休業等を取得しづらい雰囲気を変える必要があります。

労働者が自分にあつた働き方を選択し、職場で大切にされる社会を実現するため、私たち一人ひとりの意識の改革が求められています。

問い合わせ

産業振興課

☎ 22-7745

人権推進室

☎ 22-7736

「男女共同参画推進啓発講座」 を開催します！

日時 7月26日(水) 13時30分～15時
場所 人権センター 会議室
演題 犯罪被害者遺族の声
～娘を奪われた母親の気持ち～
講師 パープルネットかさおか
代表 徳永 和枝さん
問い合わせ 人権推進室 ☎ 22-7736

受動喫煙を防ぐために

県では、飲食店などに、喫煙の可否などの表示を行うことを条例により義務付けています。店舗の入口に張られたステッカーで喫煙の可否を確認することで、他人のたばこの煙を避け、健康を守ることができます。

問い合わせ

広島県健康福祉局がん対策課
☎ 082-513-3063